安全センター

[発行]
尼崎労働者安全衛生センター
[連絡先]
〒660-0802
尼崎市長洲中通 1-7-6
TEL・FAX 06-4950-6653

明日への伝言
アスベストショックからノンアスベスト社会へ

1,890円（当センター割引あり）

2月は「安全衛生委員会の取り組み」

安全センター一月二六日はJAMヤンマー労組で定例交流会兼新年会。参加は二〇名と少しさびしかったのですが、「自動車・自転車事故対策」のテーマで中災防作成のDVD「交通災害ゼロを目指して」を見て意見交換の後、おいしい料理で懇談させてもらいました。

危険予知は、一方的な押し付け教育ではなく、定期的に時間をとって学習できれば、確実に交通災害を減らす効果があると思います。

見てますか？ 安衛委の議事録

二月二三日は阪神医療生協で定例交流会。「安全衛生委員会の取り組み」をテーマとしました。参加九名。五労組、一団体から報告を受けました。

安全衛生委員会は労働安全衛生法一七条、一八条に定めがあり、パートやアルバイトも含め常時五〇人以上の労働者のいる職場では設置と、毎月一回以上の開催が義務付けられています。その結果もだれもが見やすい方法で周知することになっており、少なくとも三年間の保存が義務付けられています。

ものの言いやすい職場で安全衛生に熱心に取り組むところほど、できるだけ議事内容を広く知らせる努力をしており、また熱心な組合役員ほど、組合事務所に保管された過去の議事録のやり取りを学習しています。構成メンバーは労使同数、産業医もどちらかで参加。しかし未だに当該職場の現場をほとんど知らず、メンタルは苦手でと、報酬だけを受け取る「名ばかり産業医」というのもおられるそうです。

残業時間をチェックしているか

過重労働のチェックのために、残業時間ごとに分析をするとか、ストレスチェックの高ストレス判定をどう判断するかとか、職場検診での傾向はどうかとか、退職者のアスベスト疾患罹患状況はどうかとか、安衛委のメンバーが気を抜くとすぐに出てくる床面のケーブルにつまずいたとか手指を切ったとか、事故報告も大切です。

労働者側委員にも一定の道義的責任はあります。二人や三人も過労死やうつ病を出している職場で労組の安全対策部は何をしていたのかという問題です。

塀の外で交流を！

この日は会社の海外事業所での事故報告への対応、工場の建て替えを巡るレイアウトの問題、地震津波対策等にも話題は及びました。労働者は自社の塀の中に囲まれているだけでなく、文字通り塀の外へ出て大きな労働者の塊として物事を考え、行動した時に本当に働きやすい職場を作り出していくことができます。

昨日も組合の安全担当が職場を回っていたら、現場のなかまが、この擦り切れたワイヤー委員会で取り上げてやと声をかけてくれました。

多くの人が安全委員を経験していますから、効果のあることも良くわかっています。少しでも多くの職場の安全衛生委員会の中身を交流させたいものです。（安全衛生委員会の議事録を見ていると、おのずとそこの労使関係の現状や、職場の抱えている問題点が見えてきます。）

知ってますか？藻川の石綿工場

'17.2.2K

石綿国賠訴訟が和解
国が遺族らに1430万円支払い
地裁尼崎支部

尼崎市のアスベスト（石綿）製品工場で働き、石綿特有のがん中皮腫で死亡した女性の遺族が、国に損害賠償を求めた訴訟が1日、神戸地裁尼崎支部で和解した。国の責任を認めた2014年の大阪・泉南アスベスト訴訟の最高裁判決に基づき、国が遺族側に1430万円を支払う。

訴状によると、1968～87年、尼崎市食満の「新山石綿工業所」で勤務していた富田サトミさん＝死亡当時(76)＝が後に悪性腹膜中皮腫を発症し、死亡したとされる。

富田さんは工場に設置されていた粉砕機付近で、再生石綿原料をかき混ぜたり、袋詰めする作業をしていた。遺族らは、国が工業所に対し、局所排気装置の設置を義務付けず、安全管理を怠ったとして提訴していた。

1日はサトミさんの誕生日。三女の美奈さん(48)は「母も喜んでいると思う。国への損賠を諦めている方が立ち上がるきっかけになれば」と話した。

アスベスト訴訟関西弁護団では無料相談を受け付けている。☎06・6363・1053

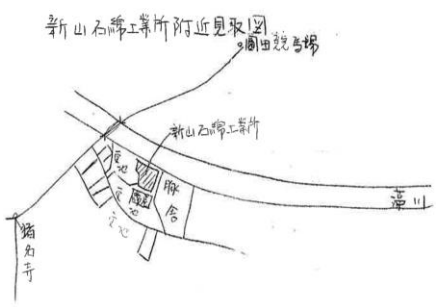

2017.2.2　神戸新聞

アスベストはもう関係ない、なんてことはない！

アスベスト（石綿）による、肺がん・中皮腫・石綿肺（じん肺）の被害の問題は、よく目や耳にされると思いますが、もうすでに製造も使用も譲渡も禁止となっており、現役の労働者がアスベストそのものを目にする機会はほとんどありません。ですから職場内でのアスベストへの関心は薄くても仕方ありません。

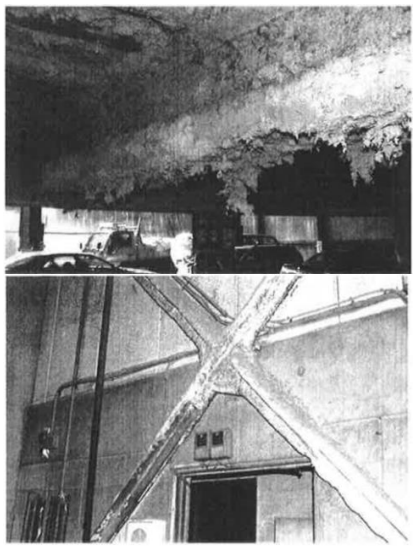

吹き付けアスベストに要注意！

今も飛び散っている アスベスト

しかし、今でもあなたのすぐ横で、発がん物質アスベストが飛び散っているのです。例えば、あなたの家の隣の三階建ての小さなビルがいきなり解体工事に入りました。現場には、解体工事を知らせる何の看板もないままでした。つまり、市役所にも労基準監督署にもまったく無届け、違法工事です。

この建物の鉄骨部分には耐火被覆材としてアスベストが吹き付けられていました。現場では確かに作業者が、呼吸用保護具と保護衣で身を覆って、吹き付け部分に飛び散らないように飛散防止剤を吹き付けて、ケレンでそれを剥がしてかき集め、真空掃除機に吸い込んで袋詰めしていました。

確かに作業者は、自分たちがかき落としている物質がアスベストであると認識していたのでしょう。しかし、周辺住民はまったく知りません。しかも、これだけの工事対応では、作業者がマスクを外した時には当然空気中のアスベストを吸い込んでしまいます。集じん・排気装置をきちんとしていないと、石綿の飛散は防げません。また、作業や着替えの場所を負圧にしておかなければ、石綿は隣近所にどんどん飛散していきます。

石綿含有建物の解体進む

これからは、日本の高度成長期の老朽化した建物の解体がすごい勢いで進んでいく時期です。

事態を放置しておけば、長い潜伏期間を経ていま発症している人ばかりでなく、私たち現役の世代から孫子の代までアスベスト被害は際限なく進みます。石綿障害予防規則には「作業場所の出入り口に前室、洗身室および更衣室を設置すること」とあります。作業前、作業中、作業後確かにアスベストが飛散していないかどうかきちんと測定する必要があります。

イギリスでは 抜き打ち検査・完了検査

資本主義の先進国イギリスでは日本よりはるかに多いアスベスト患者が毎年出ています。そして、建物の解体工事はきわめて厳重です。

アスベストの除去工事は免許制で、講習を受ければ誰でも請け負えるといった日本のナマッチョロイやり方ではありません。そのライセンスも一年～三年毎の更新制です。作業現場にはのぞき窓かモニターテレビの設置が義務付けられ、監督官の抜き打ち検査を待ちます。工事完了後もその資格を持った第三者による「完了検査」を受けることが義務付けられています。（日本では義務付けられていませんから次々取り残しが見つかります。）

夫はいわば「会社から見捨てられた退職者」でした。

退職して数十年の時が経過し、今では石綿の危険性が広く知られるようになり、会社内でも従業員・元従業員の中から多数の被害者が出ているにも関わらず、夫の元にはアスベスト検診の受診を促す通知が届きませんでした。

退職後、長い時が経過していましたが、会社には夫の当時の職種も勤務時期も住所も記録が残っていました。現職の従業員には受診を勧めているのに、退職者に対しては、会社は連絡もせずに放置したのです。

夫が悪性胸膜中皮腫に罹患していることを知った時には、すでにがんは末期になっており、手遅れの状態でした。もしも検診を受けてもっと早くに病気を発見し、治療を受け、手術が間に合っていたら、夫はきっと今でも生きていられたに違いありません。

会社が不十分な安全対策により夫をがんに罹患、死亡させたばかりか、早期にリスクを伝え注意喚起する等、被害を最小にするための努力を怠り、さらには、被害発生後も誠実な対応をしなかったことについて、私たちは強い憤りを覚えます。（抜粋）

川崎重工、アスベスト訴訟で誠実和解

石綿訴訟

川重が遺族と和解

神戸地裁 退職後に発症の2人

川崎重工業（神戸市中央区）で造船業務に関わり、退職後にアスベスト（石綿）による中皮腫で亡くなった元男性従業員2人の遺族が同社に損害賠償を求めた訴訟が28日、神戸地裁で和解した。

原告側弁護団によると、会社側が安全対策が不十分だったと認め、原告側に解決金を支払う。金額は公表しない。

2人は1961～71年に神戸工場などで勤務し、2012年と14年に亡くなり、うち1人は提訴の約4カ月後だった。ともに退職後に悪性胸膜中皮腫と診断され、労災認定を受けていた。

弁護団は会見で「ほかの元従業員の健康調査と救済に向け、迅速かつ誠実な取り組みを約束させた。その意義は大きい」と語った。和解を受け、遺族は「二度と繰り返さないための取り組みを強く求める」との手記を公表した。

会社側は和解に合わせ「雇用主としての責任を深く自覚する」と表明。「アスベスト被害の相談受け付けや、健康被害があった元従業員への対応を継続することを確認した」とのコメントを出した。

2017年3月1日
神戸新聞

以下は、原告の手記からの抜粋です